

## 2 愛媛海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、昭和50年9月16日次のとおり指示した。

昭和50年9月30日

愛媛海区漁業調整委員会会長 吉住政市

愛媛県海域においては、「たちうお浮延なわ漁業」は、営んではない。